

【生活保護】収入申告と保護変更申請の 電子申請が始まります



生活保護受給者の方に対して、毎月の収入を申告するための「収入申告書」や、住宅更新費用等の一時扶助を支給するための「保護変更申請」を、原則窓口にて申請していただいておりますが、この度、**スマートフォンやパソコンからも申請**できるようになりました。

電子申請は、いつでも、どこでも申請ができる上、窓口へ来られる移動時間や、交通費・郵送料等のコストを削減できますので、ぜひ積極的に電子申請をご利用ください。

収入申告の電子申請に関するご案内

収入申告：電子申請URL https://apply.e-tumo.jp/city-shiojiri-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=47253



給与収入や仕送り収入などがある方は、
こちらを利用してください。

こちらのQRコードからもアクセスできます。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



保護変更申請の電子申請に関するご案内

保護変更申請：電子申請URL https://apply.e-tumo.jp/city-shiojiri-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=47503



住宅更新費用の一時扶助などの申請をされる方は、
こちらを利用してください。

こちらのQRコードからもアクセスできます。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



電子申請にかかるQ & A

Q. 窓口での申請はできなくなるのですか？

A. 窓口での申請はこれまでどおり受け付けますが、積極的に電子申請をご利用ください。

Q. 電子申請システムの使用時間に制限はあるのですか？

A. 不定期で実施されるメンテナンスの時間を除き、原則24時間ご利用いただけます。

Q. 電子申請後、受付完了メールは届くのですか？また、市役所への連絡は必要ですか？

A. 申請後に入力したメールアドレスに受付完了メールが送信されます。また、市役所への連絡は不要です。申請内容を問い合わせする際は、福祉支援課へ直接ご連絡ください。

Q. 電子申請が完了した後、キャンセルしたい場合はどうしたらいいですか？

A. システムでのキャンセルはできませんので、福祉支援課へ直接ご連絡ください。

Q. 各種電子申請が完了後に回答はもらえますか？

A. 生活保護費に変更がない場合は、受理のみとなります。生活保護費に変更がある場合は、生活保護決定通知書をご郵送して回答といたします。

【裏面に続く】

収入があったら必ず収入申告をしてください！



次のようなときは、必ず申告をしてください。

- (1) 給料（ボーナスを含む）、年金、手当、仕送りなど、あらゆる収入の申告が必要ですので、新たに収入を得たり、その収入に変化があったときは、金額の大小に関わらず、必ず申告してください。
- (2) 申告の際は、収入申告書に添えて、給料の支給明細書、年金、手当などの証書、改定通知書、扶養届などの収入のわかる書類を提出してください。
- (3) なお、働いて得た収入については定期的に申告が必要です。働いてる人がいない世帯でも、年に一度は収入申告が必要です。
- (4) 高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、大学の入学金など、早期自立に充てられると認められたものは、収入認定しない取り扱いができる場合がありますので、必ず事前に相談してください。
- (5) 就労が可能な方・就労活動をしている方は、毎月、就労活動状況を申告をしてください。

保護を受けている人の義務を必ずご確認ください！



次のようなときは、必ず届出をしてください。

- (1) 家族に変化があったとき（出生、死亡、入退学、休学、卒業、入退院、事故、結婚など）
- (2) 住所が変わるとき（転居については必ず事前に相談してください。）
- (3) 家賃や地代が変わるとき
- (4) 仕事を始めたり、辞めたり、転職したとき（必ず事前に相談してください。）
- (5) 就労条件が変わったりしたとき
- (6) 収入の状況が変わるとき
- (7) 就労が可能な方で市福祉課から毎月収入申告書の提出を指示されたとき
- (8) 臨時収入があったとき
- (9) 扶養義務者に変動があったとき
- (10) 資産を処分したとき
- (11) 保護を必要としなくなったとき
- (12) 3泊以上家を空けるとき
- (13) その他、生活に変化があったとき



届出をしなかったり、事実と違うことを届出たり不正な方法で保護を受けたときは、不正受給としてさかのぼって保護を廃止し、支給した保護費を返還していただくことになります。また、刑法により罰せられることもあります。

☎ 問い合わせ先・相談先

塩尻市役所 健康福祉部 福祉支援課生活支援係
塩尻市大門七番町3番3号 保健福祉センター1階
電話番号 0263-52-0280
(内線2113・2114)

塩尻市ホームページ
「生活保護」

<https://www.city.shiojiri.lg.jp/soshiki/26/2991.html>

